

令和3年度保育料について

認可保育所・幼保園（保育所部門）・認定こども園（保育所機能）・小規模保育事業施設

保育所等の運営に必要な経費は、国・県・市による公費で負担していますが、その一部については各世帯の所得に応じて保護者に負担いただくこととなっています。

1 保育料の算定

- ① 保育料は、毎年4月と9月に保護者（父母）の市町村民税額を基に算定します。

| 令和3年4月～8月分 | 令和3年9月～令和4年3月分 |
|---|---|
| 令和2年度市町村民税額により決定 (令和元年中の所得による市町村民税額) | 令和3年度市町村民税額により決定 (令和2年中の所得による市町村民税額) |

なお、寄附金控除（ふるさと納税等）、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別控除は適用されません。

- ② 同居の親族（祖父母等）が子どもの健康保険の扶養者になっている場合は、その者の税額を含めて算定します。
- ③ 税額が不明（他自治体からの転入など）又は未申告の場合は、最高階層（16階層）の保育料となります。年度内であれば税額が確認でき次第、保育料を再計算します。
- ④ 離婚や再婚などにより世帯の状況に変更があった場合は、速やかに子育て支援課に連絡してください。保育料が変更になる可能性があります。

2 保育料のお支払い

- ① 認可保育所及び幼保園の保育料は松江市にお支払いください。
- ② 認定こども園及び小規模保育事業施設の保育料は各施設にお支払いください。お支払い方法は各施設に確認してください。

3 幼児教育・保育の無償化について

教育・保育給付2号認定で満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもは、保育標準時間又は保育短時間に係る保育料が無償化されます。

教育・保育給付3号認定の子ども又は教育・保育給付2号認定で満3歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもで市町村民税非課税世帯の場合は、保育標準時間又は保育短時間に係る保育料が無償化されます。

※延長保育料、教材費、行事参加費、給食費などは、保護者負担となります。

4 その他

本市では、利用者負担の軽減を図るため、全体として国基準の6割程度の負担となるよう保育料額を設定しています。また、保育料の多子軽減として第3子無償化、世帯上限額設定などがあります。詳しくは裏面を御覧ください。

お問い合わせ先 松江市 子育て部 子育て支援課 保育幼稚園係 ☎55-5312